毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年４月10日
月　曜　日

第5068号

目　　次

告　　示
○知事管理漁獲可能量の設定　1
公　　告
○開発行為の工事完了　2
正　　誤
○令和４年３月25日付け号外⑹富山県人事委員会規則第７号　3

告　　示

富山県告示第203号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第１項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和５管理年度の同項に掲げる数量を、するめいかについては令和５年３月28日付け、くろまぐろについては令和５年３月30日付けで以下のとおり定めたので、同条第４項の規定により公表する。

令和５年４月10日

富山県知事　新　田　八　朗

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和５管理年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）における漁業法第16条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第１　するめいか

１　富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

現行水準

２　知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	現行水準

第２　くろまぐろ（小型魚）

１　富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

98.5トン

２　知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	60.36トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	26.06トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	3.93トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	3.60トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.17トン
富山県その他漁業	3.38トン

第３　くろまぐろ（大型魚）

１　富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

15.1トン

２　知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	10.09トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.30トン
その他漁業協同組合	2.71トン

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公　　告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定により公告する。

令和５年４月10日

富山県知事　新　田　八　朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置･区域	種類	住所	氏名
射水市戸破字四反田892番３			高岡市城東２丁目３番33号	玉井　宏昌

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

正　　誤

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

令和４年３月25日付け号外⑹富山県人事委員会規則第７号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」別表第２中

誤

「

厚生センター	所長、次長、支所長、主幹、支所長代理、企画管理課長
総合福祉会館	館長

」を

「

厚生センター	所長、次長、支所長、主幹、支所長代理、企画管理課長

」に、

正

「

厚生センター	所長、次長、支所長、主幹、支所長代理、企画管理課長
総合福祉会館	館長
児童相談所	所長、主幹

」を

「

厚生センター	所長、次長、支所長、主幹、支所長代理、企画管理課長
児童相談所	所長、次長、主幹

」に、

令和５年４月10日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番